時事新報

時事新報は一年三百六十五日一日も休刊無し

第二千八百三號
明治卅三年十月十日 金曜日
舊曆庚寅八月廿七日 (甲子)
日 出午前五時四十四分 入午後五時十二分
月 出午前一時四十九分 入午後三時四十二分
滿潮 午前二時四十二分 午後三時十六分
(西曆一千八百九十年)

三船乘組遭難者弔慰金

汽船武藏丸、帆船順信丸、布引丸の三艘は航海中去月十七日の暴風雨に遭ふて何れも船長始め乘組員殆んど死沒し僅に生存せるもの武藏丸に一名、順信丸に七名、布引丸に十名のみ其生存者と雖も傷痍疾病に悩むもの甚だ多し實に海事上稀有の災難にして其慘狀は當時の時事新報に詳なり今度日本海員掖濟會に於ては太く遭難者の不幸を憐れみ死者の弔祭幷に遺族の救恤生存者の慰藉の爲め廣く世人の義金を募集するに就き本社に於ても此不幸の出來事を坐視するに忍びず世間慈愛者の爲め義金取集めの勞を取るべし日本海運業擴張の大切なる今日に當り世人が此業に倒れたるものを哀悼救恤するの深きは此道の獎勵に關する事寡からず世の慈善者諸君左の規定に從ひ義金を本社に送付あらんと切望に堪へず

時事新報社

義捐金申込規定

一義金は一口十錢以上とす
一募集したる義金は取纏めて日本海員掖濟會に送り同會に其處分を托す可し
一本社に通したる義捐金は翌日の紙上に其金額幷に義捐者の姓名を掲げ之を以て受取の證とす
一義金申込は本月二十日迄を限る

時事新報

政府委員

國會の議場に於て議案の趣旨を述べ又これが說明を爲すものは國務大臣及び政府委員の職任なり而して國務大臣は其身固より其責に任ずるものなれば時としては親ら議場に出席して說明するの要あるは勿論の事なれども今日の事情より推測するに大臣が親ら說明の勞を取るは餘程差迫りたる場合のみにして大抵は政府委員に於て任に當ることならんなれば其委員には如何なる人物を以てす可きや世人の常に關心する所なり聞く所に據れば委員の事に就ては政府部內にも種々の說あり或は各省の次官を出す可しと云ひ或は各局長に命ず可しと云ひ或は又法制局員をして之に當らしむ可しとの說もありと云ふ何れにしても政府の都合に由ることなれども苟も政府委員として議場に現はるゝ以上は其身は即ち國會に對し政府を代表するものにして其一言一句も容易にす可らざるは云ふまでもなく論辯討議の其際には言語擧動の如何に由りて知らず識らずの間に他の感情を損し意外の邊に間違を引起す事もなきにあらざれば其人撰は頗る困難なりと云はざるを得ず抑も議案說明の任に當るものは第一其當局の事に明なるを要するは勿論なれども議場に立ち千百の質問に應じて一々事の條理を辯するには當局の事に明かなる其上に大局の利害に通じて且つ細に事理を分析し他をして十分に會點せしむる丈の才識なかる可らず然るに世間普通の例として所謂專務家なるものは必ずしも大局の利害に通じ且つ事理を分析するの技倆を兼ぬるものゝみならず專務の人にして說明の任に當るときは其職を辱すの一點に於ては遺憾なかる可しと雖も堂々たる國會の議場に於て政府を代表する委員と人民を代理する議員と雙方相對するの日には其間に自ら外觀の體裁なき能はずして一方は議論風生席を捲くの勢ある反し一方は小心翼々として只管他の質問に應答するのみなるときは實際は兎も角も外より見れば何となく威重を損するの觀なき能はず政府の利にあらざるなり左れば今の政府中にて腕利と稱せらるゝ若手のものを出して之に當らしめんか是流の人物あらば才辨もあり當今の事理にも暗からずして殊に年少氣鋭、進取の氣象に乏しからざれば議場に出でゝ說明の任に當るなどは最も得意とする所ならんなれども唯患ふ可きは壯年の常として英氣の發する所、自ら其鋒鋩を抑ゆること能はず強辨博識、事理を說明するに餘念なく他をして心服せしむること能はざるのみならず却て一種の感情を發生せしめて事の不圓滑を致すに在り斯る事相は少しく世故に經歷あるものゝ熟知する所にして其結果は案外に妙ならざるものなれば殊に謹まざる可らず我輩の私見を以てすれば大概の事は國務大臣親ら其任に當りて說明の勞を取り所謂政府委員なるものは唯局部の細條目に就て說明する事とあらば委員の人物は眞の事務家にして事足る可く體裁の上に於ても要を得たるものあらんと信ずれども今日の有樣にては此注文も實際に行はる可しと思はれざるに付き先づ今の政府中にてよしや其才辨は當世の切物と稱すること能はざるも年齡德望ともに多少世に重きを成し且つ事務に迂ならずして其說明は必ずしも多辨多言を要せず唯丁寧親切にして毫も人を凌ぐの風なく諄々乎として他を心服せしむる其中に自ら一種の威嚴を藏して侮り易からざる樣の人物を以て政府委員となし以て議案の說明を爲さしめば議員の滿心を買ひ議事の圓滑を見ることもあらんかと思ふに委員任命の事は固より政府部內の都合にして他より喙を容る可き事柄にあらずと雖も其關係する所は決して少々ならざるが故に當局者は其人物の撰擇に就き大に注意を要す可きものなり

官報

○刑事訴訟法(法律第九十六號)(昨日の續き)

巡査、憲兵卒ハ令狀執行ニ關スル書類ヲ檢事ニ差出ス可シ

第八十四條 勾留狀ヲ受ク可キ被告人既ニ監獄署ニ在ルトキハ執達吏ヲシテ之ヲ本人ニ送達セシム可シ

第八十五條 密室監禁ノ場合ヲ除ク外被告人ハ監獄則ニ從ヒ官吏ノ立會ニ依リ其親屬、故舊又ハ辯護士ニ接見スルコトヲ得

書翰、書籍其他ノ書類ハ豫審判事又ハ檢事ノ檢閱ヲ經タル後ニ非サレハ被告人ト外人ト之ヲ授受スルコトヲ許サス但豫審判事又ハ檢事ハ其書類ヲ留置クコトヲ得

第八十六條 豫審判事ハ被告事件禁錮以上ノ刑ニ該ル可キモノニ非スト思料シタルトキハ豫審中何時ニテモ勾留狀ヲ取消ス可シ

第二節 密室監禁

第八十七條 豫審判事ハ豫審中事實發見ノ爲メ必要ナリト思料シタルトキハ檢事ノ請求ニ因リ又ハ職權ヲ以テ勾留狀ヲ受ケタル被告人ヲ密室ニ監禁スルコトヲ言渡スコトヲ得

第八十八條 密室監禁ノ言渡ヲ受ケタル被告人ハ二名毎ニ之ヲ別室ニ置キ豫審判事ノ允許ヲ得ルニ非サレハ他人ト接見シ又ハ書類其他ノ物品ヲ授受スルコトヲ許サス

第八十九條 密室監禁ハ十日ヲ超過ス可カラス但十日毎ニ其言渡ヲ更改スルコトヲ得

言渡ヲ更改スルトキハ其事由ヲ裁判所長ニ報告ス可シ

豫審判事ハ十日間ニ少クトモ二度被告人ヲ訊問ス可シ

第三節 證據

第九十條 被告人ノ自白、官吏ノ檢證調書、押收物件、證人及ヒ鑑定人ノ供述其他諸般ノ徵憑ハ判事ノ判斷ニ任ス

第九十一條 豫審判事ハ檢事若クハ被告人ノ請求ニ因リ又ハ職權ヲ以テ事實發見ノ爲メ必要ナリトスル證據徵憑ヲ集取ス可シ

第九十二條 豫審判事臨檢、搜索、物件差押又ハ被告人、證人ノ訊問ヲ爲スニハ裁判所書記ノ立會ヲ必要トス書記ハ調書ヲ作リ豫審判事ト共ニ署名捺印ス可シ

裁判所外ニ於テ急速ノ際書記ノ立會ヲ得ルコト能ハサルトキハ立會人二名アルヲ要ス但監獄署ニ就テ被告人ヲ訊問スルトキハ其監獄署ノ官吏一名ヲシテ立會ハシム可シ

前項ノ場合ニ於テハ豫審判事自ラ調書ヲ作リ之ヲ讀聞カセ立會人ト共ニ署名捺印ス可シ

書記又ハ立會人ナクシテ爲シタル處分ハ其効ナカル可シ

第四節 被告人ノ訊問及ヒ對質

第九十三條 豫審判事ハ先ツ被告人ヲ訊問ス可シ但檢證ヲ爲シ又ハ證人ヲ訊問スルニ付キ急速ヲ要スルトキハ此限ニ在ラス

第九十四條 豫審判事ハ被告人ヲシテ其罪ヲ自白セシムル爲メ恐嚇又ハ詐言ヲ用ユ可カラス

第九十五條 裁判所書記ハ訊問及ヒ供述ヲ錄取シ被告人ニ之ヲ讀聞カス可シ

豫審判事ハ被告人ニ其供述ノ相違ナキヤ否ヤヲ問ヒ署名捺印セシム可シ若シ署名捺印スルコト能ハサルトキハ其旨附記ス可シ

第九十六條 被告人其供述ニ付キ變更增減ス可キコトヲ申立タルトキハ更ニ訊問ヲ爲シ其訊問及ヒ供述ヲ錄取シ之ヲ讀聞カセ署名捺印ス可シ

第九十七條 被告人ハ供述書ノ謄本ヲ求ムルコトヲ得

第九十八條 豫審判事ハ被告人ノ共犯ナルコト又ハ人違ナキコト其他事實ヲ發見ス可キ一切ノ模樣ヲ證スル爲メ必要ナリトスルトキハ被告人ト他ノ被告人證人又ハ其他ノ者ト對質セシムルコトヲ得

第九十九條 書記ハ對質人ノ供述及ヒ對質ニ因リ生スル一切ノ事件ヲ錄取シ對質人ニ其對質ニ關スル部分ヲ讀聞カス可シ

第九十五條第九十六條ノ規定ハ對質ニ付テモ亦之ヲ適用ス

第百條 被告人又ハ對質人聾ナルトキハ書面ヲ以テ問ヒ啞ナルトキハ書面ヲ以テ答ヘシム若シ聾者啞者文字ヲ知ラサルトキハ通事ヲ命ス可シ

被告人又ハ對質人國語ニ通セサルトキモ亦同シ

第百一條 通事ハ正實ニ通譯ス可キ旨誓ヲ爲ス可シ

書記ハ通事ニ調書ヲ讀聞カセ之ニ署名捺印セシム可シ

第百三十六條第百三十七條第百四十一條ノ規定ハ本條ニモ亦之ヲ適用ス

第五節 檢證搜索及ヒ物件差押

第百二條 豫審判事ハ事實發見ノ爲メ必要ナリトスルトキハ犯所又ハ其他ノ場所ニ臨ミ檢證ヲ爲ス可シ

第百三條 豫審判事ハ犯罪ノ性質方法日時場所及ヒ被告人ノ人違ナキコトヲ證明ス可キ模樣ニ付キ調書ヲ作ル可シ

又被告人ノ利益ト爲ル可キ模樣ヲモ記載ス可シ

第百四條 豫審判事ハ被告人ノ住居又ハ事實ヲ證明ス可キ物件ヲ藏匿スル疑アル者ノ住居ニ臨檢シ搜索ヲ爲スコトヲ得

被告人又ハ物件ヲ藏匿スル者其住居ニ在ラサルトキハ同居ノ親屬若シクハ其在ラサルトキハ市町村長ノ立會アルヲ要ス

第七十八條第三項ノ規定ハ本條ニモ亦之ヲ適用ス

第百五條 豫審判事ハ被告人又ハ事實ヲ證明ス可キ物件ヲ藏匿スル疑アル者ノ身體及ヒ之ニ屬スル物件ニ就キ搜索ヲ爲スコトヲ得

第百六條 豫審判事ハ臨檢搜索ニ因リ發見シタル物件其事實ヲ證明スルニ足ル可シト思料シタルトキハ之ヲ差押ヘテ調印ヲ爲シ目錄ヲ作ル可シ但其物件ヲ監護シ又ハ運送スルハ裁判所書記之ヲ擔任ス可シ

第百七條 豫審判事ハ臨檢、搜索、物件差押ニ付キ其日ニ處分ヲ終ラサルトキハ場所ノ周圍ヲ閉鎖シ又ハ看守者ヲ置クコトヲ得

第百八條 被告人ハ臨檢搜索物件差押ノ處分ニ立會ヒ又ハ代人ヲシテ立會ハシムルコトヲ得

若シ被告人勾留ヲ受ケタルトキハ自ラ立會フコトヲ得ス但豫審判事本人ノ立會ヲ必要ナリトスルトキハ此限ニ在ラス

第百九條 豫審判事ハ被告人物件差押ノ處分ニ立會ヒタルト否トヲ問ハス其物件ヲ被告人ニ示シ辨解ヲ爲サシム可シ

其訊問及ヒ供述ハ之ヲ調書ニ記載ス可シ

第百十條 豫審判事ハ臨檢、搜索ノ場所ニ於テ證人ノ供述ヲ聽クコトヲ必要ナリトスルトキハ第百十五條以下ノ規定ニ從ヒ之ヲ訊問ス可シ

第百十一條 豫審判事ハ前數條ニ記載シタル處分中何人ニ限ラス允許ヲ得スシテ其場所ニ出入スルコトヲ禁スルコトヲ得

若シ其禁ヲ犯ス者アルトキハ之ヲ退去セシメ又ハ處分ヲ終ルマテ之ヲ留置スルコトヲ得

第百十二條 豫審判事ハ其管轄地內ト雖モ時宜ニ因リ臨檢、搜索、物件差押ノ事ヲ區裁判所判事ニ囑託スルコトヲ得

第百十三條 豫審判事ハ事實發見ノ爲メ必要ナリトスルトキハ郵便、電信、鐵道ノ官署、會社ニ其事由ヲ通知シ被告人又ハ豫審事件ニ關係アル者ヨリ發シ若クハ此等ノ者ニ對シ發シタル書翰、電報又ハ物件ヲ受取開拔スルコトヲ得但受取證書ヲ渡ス可シ

第百十四條 證言ヲ拒ムコトヲ得ル者ノ所持スル物件ニシテ其職務上秘密ヲ守ル可キ事情ニ關スルモノハ其承諾アルニ非サレハ之ヲ差押ヘ及ヒ開拔スルコトヲ得ス

第六節 證人訊問

第百十五條 證人ノ呼出狀ニハ其氏名、住所及ヒ職業ヲ記載ス可シ

又出頭ノ日時、場所及ヒ呼出ニ應セサルトキハ罰金ヲ言渡シ且勾引スルコトアル可キ旨ヲ記載ス可シ

呼出狀ノ送達ト出頭トノ間少ナクトモ二十四時ノ猶豫アル可シ

第百十六條 證人疾病其他正當ノ事故ニ因リ呼出ニ應スル能ハサルコトヲ證明シタルトキハ豫審判事其所在ニ就テ之ヲ訊問ス可シ

第百十七條 證人ト爲ル可キ者豫備、後備ノ軍籍ニ在ラサル軍人、軍屬ナルトキハ其所屬ノ長官又ハ隊長ヲ經由シテ呼出狀ヲ送達ス其長官又ハ隊長ハ即時ニ出頭セシム可キコトヲ認可シ又ハ職務上已ムコトヲ得サル支障アルトキハ其事由ヲ付シテ出頭ノ延期ヲ豫審判事ニ請求ス可シ

第百十八條 豫審判事ハ前二條ニ定メタル場合ヲ除ク外證人呼出ニ應セサルトキハ檢事ノ意見ヲ聽キ其不參ノ度ニ因リ二圓以上二十圓以下ノ罰金ヲ言渡ス可シ但其決定ニ對シテハ抗告ヲ爲スコトヲ得此抗告ハ執行ヲ停止スル効力ヲ有ス

豫審判事ハ其證人ニ對シ更ニ費用ヲ負擔セシメ再度ノ呼出狀ヲ發シ又

ハ直チニ勾引狀ヲ發スル…
若シ證人再度ノ呼出ニ應…
ス可シ又勾引狀ヲ發スル…
豫備、後備ノ軍籍ニ在ラ…
軍事裁判所又ハ所屬ノ長…
付テモ亦同シ

第百十九條 豫審判事ハ證…
出頭セサリシコトヲ正當…
聽キ其罰金及ヒ賠償ノ決…

第百二十條 證人呼出狀ニ…
若シ之ヲ遺失シタルトキ…

第百二十一條 豫審判事ハ…
業住所及ヒ第百二十三條…

第百二十二條 豫審判事ハ…
秘セス又飾ラス又何事ヲモ附加セ…
裁判所書記ハ證人ニ宣誓…
印スルコト能ハサルトキ…

第百二十三條 左ニ記載シ…
サシメスシテ事實參考ノ…
第一 民事原告人
第二 民事原告人及ヒ…
ルトキト雖モ亦同シ
第三 民事原告人及ヒ…
者
第四 民事原告人及ヒ…

第百二十四條 左ニ記載シ…
第一 十六歳未滿ノ幼…
第二 知覺精神ノ不十…
第三 瘖啞者
第四 公權ヲ剝奪セラ…
第五 重罪ノ事件又ハ輕…
セラレタル者
第六 現ニ供述ヲ爲ス…
サルニ因リ免訴ノ言…

第百二十五條 左ニ記載シ…
第一 官吏、公吏又ハ公…
ル事情ニ關スルトキ…
第二 醫師、藥劑、穩婆…
業ノ爲メ委託ヲ受ケ…
ノ事ニ關スルトキ

第百二十六條 證人宣誓ヲ…
證言ヲ拒ム者ハ拒絕ノ…
豫審判事檢事ノ意見ヲ聽…
決定ニ對シテハ抗告ヲ…
ス
豫備、後備ノ軍籍ニ在ラ…
軍事裁判所ニ囑託シテ之…

第百二十七條 證人ハ他ノ…
實發見ノ爲メ必要ナリト…
セシムルコトヲ得

第百二十八條 豫審判事ハ…
スルトキハ犯所又ハ其他…
若シ證人同行スルコト…

第百二十九條 第百條第百…

第百三十條 皇族證人ナル…
各大臣ニ付テハ其官廳ニ…
在スルトキハ其現在地…
帝國議會ノ議員ニ付テハ…
ニ於テ之ヲ訊問ス可シ

第百三十一條 豫審判事ハ…
二爲メ裁判所書記ヲシテ…
證人ハ其供述ヲ變更增減…
ルコト及ヒ變更增減ノ…
閱讀ニハ豫審判事、書記…
印スルコト能ハサルトキ…

第百三十二條 豫審判事ハ…
ノ地ノ區裁判所判事ニ…
若シ證人宣誓ヲ…
事ニ訊問ノ事ヲ囑託ス…

第百三十三條 第百十八條…
ニ對スル豫審判事ノ權…

第百三十四條 證人ハ出…

第七節 鑑定

第百三十五條 豫審判事…
爲メ鑑定ヲ必要ナリト…
ヘキ者一名又ハ數名ヲ…
鑑定ノ爲メ必要ナリト…
死體ヲ解剖シ若クハ檢…

第百三十六條 鑑定ニ付…
百二十三條乃至第百二…
人ニ對シテハ勾引狀ヲ…

第百三十七條 鑑定人ハ…
ハ第百二十二條ノ式ニ…

第百三十八條 鑑定人宣…
豫審判事檢事ノ意見ヲ…
但其決定ニ對シテハ抗…
ヲ有ス

第百三十九條 豫審判事…
附加シ又ハ鑑定人ヲシテ…

第百四十條 鑑定人ハ書…
調ヲ詳記ス可シ
若シ鑑定ヲ爲サシム…